特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
22	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯 金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支 給に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

吉備中央町は、公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じることにより、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

岡山県吉備中央町長

公表日

令和7年11月6日

[令和7年5月 様式2]

I 関連情報

I 関連情報						
1. 特定個人情報ファイ	ルを取り扱う事務					
①事務の名称	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的 給付の支給に関する事務					
②事務の概要	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第10条の規定に基づき、特定公的給付の支給を実施するための情報の管理を行う。 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律及び行政手続き における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号 利用法」という。)の規定に基づき、特定個人情報を次の事務で取り扱う。 (1)令和6年度物価高騰緊急支援給付金の支給に関する事務【令和6年11月30日終了】 (2)令和6年度定額減税補足給付金の支給に関する事務【令和6年11月30日終了】					
③システムの名称	給付金システム、統合宛名システム、中間サーバー					
2. 特定個人情報ファイ	ル名					
住民税非課税世帯等給付金	金ファイル、定額減税補足給付金ファイル					
3. 個人番号の利用						
法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項 別表135の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第74条・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第10条 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第10条に係る告示(令和6年デジタル庁告示第5号)					
4. 情報提供ネットワーク	ウシステムによる情報連携					
①実施の有無	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定					
②法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利 用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年デジタル庁・総務省令第9号)第2条表160の項,第162条					
5. 評価実施機関におけ	tる担当部署					
①部署	福祉課					
②所属長の役職名	福祉課長					
6. 他の評価実施機関						
-						
7. 特定個人情報の開え	示·訂正·利用停止請求					
請求先	吉備中央町 総務課 716-1192 岡山県加賀郡吉備中央町豊野1-2					
8. 特定個人情報ファイ	ルの取扱いに関する問合せ					
連絡先	吉備中央町 福祉課 716-1192 岡山県加賀郡吉備中央町豊野1-2					
9. 規則第9条第2項の	適用 []適用した					
適用した理由						

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人かいの時点の計数か		[1,000人以上1万人未満]			<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
		令和	令和6年6月1日 時点				
2. 取扱者数							
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[500人以上]	<選択肢> 1)500人以上 2)500人未満		
	いつ時点の計数か	令和6年6月1日 時点					
3. 重大事故							
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし		

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類							
[基礎 2)又は3)を選択した評価実施 されている。	項目評価書 施機関については、それ] 1ぞれ重点項目	目評価書又	3) 基礎項目評価	5書及び 5書及び		
2. 特定個人情報の入手(作	情報提供ネットワーク	システムを通	近た入手	を除く。)			
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分であ	გ]		<選択肢> 1) 特に力を入れ 2) 十分である 3) 課題が残され			
3. 特定個人情報の使用							
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[十分であ	ర]		<選択肢> 1) 特に力を入れ 2) 十分である 3) 課題が残され			
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分であ	ర]		<選択肢> 1) 特に力を入れ 2) 十分である 3) 課題が残され			
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱いの委託				[]委託しない	
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[十分であ	გ]		<選択肢> 1)特に力を入れ 2)十分である 3)課題が残され			
5. 特定個人情報の提供・移転	(委託や情報提供ネッ	トワークシステ	ムを通じた	:提供を除く。)	[]提供・移転しない	
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[十分であっ	る]		<選択肢> 1)特に力を入れ 2)十分である 3)課題が残され			
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの接続		[]接続しない(入手)	I]接続しない(提供)	
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分であっ	న]		<選択肢> 1) 特に力を入れ 2) 十分である 3) 課題が残され			
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[十分であ	රි]		<選択肢> 1) 特に力を入れ 2) 十分である 3) 課題が残され			

7. 特定個人情報の保管・消去						
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[十分である	1	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
8. 人手を介在させる作業			[]人手を介在させる作業はない			
人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
判断の根拠	職員が住基ネット照会を行う いる。	のではなく、住	所を含む3情報による照会を委託業者が照会することとして			

9. 監査							
実施の有無	[O] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査						
10. 従業者に対する教育・啓発							
従業者に対する教育・啓発	<選択肢> (選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない						
11. 最も優先度が高いと考	11. 最も優先度が高いと考えられる対策 []全項目評価又は重点項目評価を実施する						
最も優先度が高いと考えられ る対策	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・						
当該対策は十分か【再掲】	<選択肢> (選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている						
判断の根拠	委託先におけるデータの管理に係るセキュリティ、作業工程等について監査を実施した。						

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明